3　　乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

4　　第１項の規定による本業務の引き継ぎ等に関する費用は、乙の負担とする。

（原状復帰義務）

第 43 条　乙は、本協定の終了までに、甲に対して管理物件を適切な管理状態で明け渡さなければならない。ただし、自主事業に係る物品等に関しては、乙において撤去その他の方法により指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。

2　　前項ただし書の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

（備品、文書等の扱い）

第 44 条　本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

（１）　既存備品等については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

（２）　調達備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

2　　乙は、本業務の実施のために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した、施設利用に関する個人情報が記録されている書面等及び電磁的記録等を、甲又は甲が指定する者に対して引き渡さなければならない。

第９章　指定期間満了以前の指定の取消し等

（甲による指定の取消し等）

第 45 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、かつ、本協定を解除することができるものとする。

（１）　地方自治法第 244 条の２第 10 項の指示に従わないとき。

（２）　業務に際し不正行為があったとき。

（３）　甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

（４）　乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

（５）　本施設の設置目的に反した管理を行っていると認められるとき。

（６）　乙が本施設の募集要項等に定める参加資格要件を失ったとき。

（７）　応募の際に乙が提出した書類の内容に虚偽があると判明したとき。

（８） 乙の経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。

（９） 刑事事件、その他の不祥事により、指定管理者としての信用が失墜したと認められるとき。

（10） 乙から、次条（乙からの指定の取消し等の申し出）に基づく指定の取消又は本業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき。

（11） 本施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。

（12） 基本協定又は本協定以外の事業契約の全部若しくは一部が解除されたとき。

（13） その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

２ 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

（１） 指定取消しの理由

（２） 指定取消しの要否

（３） 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

（４） その他必要な事項

３ 第１項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において~~、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。~~甲及び乙に生じた損害・損失や増加費用については、当該指定の取消し等につき責めに帰すべき事由のある当事者が負担する。なお、いずれの当事者の責めにも帰すことができない事由による場合、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

４ 甲は、第１項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙が既に受領している当該年度の指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

５ ~~第１項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じたときは、乙は甲に対して賠償しなければならない。~~

（乙からの指定の取消し等の申し出）

第 46 条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部の停止を申し出ることができるものとする。

（１） 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。）

（２） 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

（３） その他、甲~~乙~~の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。

２ 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

３ 第１項の申し出に基づき、甲が乙の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停